

大気汚染防止法及び関係通知等（建築物の解体等に関する部分）

○大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義等)

第二条

- 9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第二章の二 粉じんに関する規制

(作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第六章 罰則

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十八条の八又は第十八条の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反した者

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三条第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第八条第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十五条第二項又は第十五条の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第一項又は第十八条の九の規定に違反した者
- 三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)又は第十八条の十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(省略)

○大気汚染防止法施行令

(昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号)

最終改正:平成一七年五月二七日政令第一八九号

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項、第五項及び第六項、第三条第一項、第二十二條、第二十六條第一項並びに第三十一條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(特定粉じん)

第二条の四 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。

(特定建築材料)

第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

(特定粉じん排出等作業)

第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物で延べ面積が五百平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であつて、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの

二 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの

(報告及び検査)

第十二条

6 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六條第一項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八條の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

附 則(省略)

○大気汚染防止法施行規則

(昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号)

最終改正：平成一五年三月二五日環境省令第五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づき、及び同法 を実施するため、大気汚染防止法施行規則（昭和四十三年厚生省通商産業省令第二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）及び大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十条の四 法第十八条の十五第一項 及び第二項 の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。

2 法第十八条の十五第三項 の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 注文者の氏名又は名称
- 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

附 則(省略)

<大気汚染防止法施行通知（抄）>

□大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

平成9年2月12日 環大規第30号
各都道府県知事・各政令市長あて
環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）は、平成8年5月9日に公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第5号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第6号）が平成9年1月24日に、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成9年総理府令第5号）が平成9年2月6日に、それぞれ公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった。

改正法は、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染を防止するための措置を講じ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための対策を推進し、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等のために制定されたものである。

貴職におかれても、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力を願いたく、命により通達する。

記

第1 主な改正事項

今回の法令改正の主な事項は、次のとおりである。

- ① 建築物の解体等の作業に伴い排出され、又は飛散する石綿による大気の汚染を防止するため、吹付け石綿が使用された建築物の解体等の作業を特定粉じん排出等作業に指定し、これに係る規制措置として、作業基準の設定及びその遵守義務、特定粉じん排出等作業の実施の届出並びに計画変更命令及び作業基準適合命令等を規定したこと

（②～⑤省略）

なお、①及び②の改正に伴い、法の目的に、1）建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制すること、及び2）有害大気汚染物質対策の実施を推進すること、を追加したほか、罰金の額を引き上げること等の改正を行っている。

第2 特定粉じん排出等作業の規制

粉じんのうち人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質である特定粉じんとして、既に石綿が政令指定され、工場又は事業場に設置されている特定粉じん発生施設について、規制が行われているところであるが、今回、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業である特定粉じん排出等作業について、作業の規制を行うこととした。

この改正の趣旨は、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料である吹付け石綿が使用された建築物が建設され始めて既に30年程度が経過し、今後その建て替えのための解体等の増加が見込まれ、これに伴い石綿による大気汚染が生ずる可能性があること、また、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴い、石綿による大気汚染が懸念されたことを踏まえ、建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染について対策の徹底を図ろうとするものである。

従来、法に基づく規制の対象は、工場若しくは事業場に設置されている施設又は自動車であったが、改正法により、建築物の解体等の作業が新たに規制措置の対象となったところであり、類似する規制措置が行われている騒音規制法及び振動規制法の運用などを参考にするとともに、同一の作業に規制措置を講じている労働安全衛生法等の関連法規の運用と整合を図り、適切な法規制の実施に努められたい。

第3 有害大気汚染物質対策の推進

(省略)

第4 事故時の措置の充実

(省略)

第5 緊急時の措置の改正

(省略)

第6 環境庁組織令の改正

今回の法改正により追加された特定粉じん排出等作業に係る作業基準の設定に関する事務及び有害大気汚染物質対策の推進に関する事務は、大気保全局大気規制課が担当するが、有害大気汚染物質対策の推進に関する事務のうち、自動車等の交通に起因して生ずる有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第一課が、自動車の運行に伴い発生する有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第二課が、それぞれ担当する。

□大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成9年2月12日 環大規第31号
各都道府県知事・各政令市長あて
環境庁大気保全局長

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行については、その大綱が平成9年2月12日付け環大規第30号貴職あて通達「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」により示されたところであるが、細部については下記の事項に留意のうえ、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん排出等作業の規制

1 特定建築材料及び特定粉じん排出等作業

特定建築材料は、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料を政令で定めるとされており（法第2条第8項）、既に特定粉じんに指定されている石綿（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）第2条の2）を発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿を特定建築材料として指定した（令第3条の3）。

特定粉じん排出等作業は、特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものを政令で定めるものとされており（法第2条第8項）、特定粉じん排出等作業として、次の作業を指定した（令第3条の4）。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上のもの（以下「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

② 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

したがって、特定耐火建築物等で吹付け石綿が使用されているものを解体し、改造し、又は補修する作業は特定粉じん排出等作業に該当する可能性があるので、特定耐火建築物等で吹付け石綿が使用されているものの所在を可能な範囲で把握しておくことが望ましい。

なお、「準耐火建築物」は、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」（平成4年法律第82号）による改正前の建築基準法第2条第9号の3に規定する「簡易耐火建築物」を含むものであることに留意されたい。

2 作業基準

特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として総理府令で定めるとされており（法第18条の14）、石綿について、特定粉じん排出等作業を次の3種類に区分して、作業基準を設定した（大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」

という。)第16条の4及び別表第7)。

① 吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上の特定耐火建築物等を解体する作業
(②に掲げるものを除く。)

② 吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上の特定耐火建築物等を解体する作業のうち、あらかじめ吹付け石綿を除去することが著しく困難な作業

③ 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

作業基準は、石綿の大気中への排出又は飛散を抑制することを目的に、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として設定しており、建築物の解体、改造等に当たり吹付け石綿を事前に除去することを原則としているが、事前除去が困難な場合には、その例外を認めている。

すなわち、規則別表第7の二の項の中欄に掲げる「建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」とは、例えば、崩壊しかけた建築物を解体する作業であり、このような場合は、人がその建築物内に立ち入って吹付け石綿の除去を行うことはできないので、同項に特別の作業基準を規定した。この作業に該当するか否かについては、個別事例に応じ、規則別表第7の一の項の下欄に掲げる作業基準を遵守することが可能な状態の建築物かどうかを踏まえ判断されたい。なお、この判断に当たっては、特定粉じん排出等作業を行う者に危険な作業を強いることにならないよう、十分配慮されたい。

また、建築物の改造又は補修に当たっては、吹付け石綿を除去せず、いわゆる囲い込み工法又は封じ込め工法により石綿の飛散等を防止する場合があります。このような作業を行う場合は、吹付け石綿の劣化・接着状態を確認することを作業基準とし、「劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合」は、除去に係る作業基準に従って除去を行うことを作業基準とした(規則別表第7の三の項の下欄)。

なお、規則別表第7の各項の下欄に掲げる「これ(ら)と同等以上の効果を有する措置を講ずること」とは、作業基準が特定粉じん排出等作業の方法に関する基準であり、実際の作業方法は対象となる建築物の状況や今後の技術の進展等に応じて様々な方法が想定されることから、作業基準に柔軟性を持たせる趣旨で規定したものである。

いずれにしても、個別事例における作業基準に適合するかどうかの判断に当たっては、以上のような作業基準の趣旨を踏まえ、追って送付する予定の「アスベスト飛散防止対策検討会報告書」及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考にされたい。

3 実施の届出

1) 制度の概要

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、所要の事項を都道府県知事又は法第31条第1項の規定に基づき事務の委任を受けた市の長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、事前届出の例外が認められる(法第18条の15第1項及び第2項並びに規則第10条の4及び様式第3の4)。

届出は、特定粉じん排出等作業ごとに行う必要があるが、二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合、すなわち、建築物の改造又は補修に係る特定粉じん排出等作